

訪問介護・介護予防訪問介護（尾崎出張所）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 由愛会
主たる事務所の所在地	〒015-0041 秋田県由利本荘市薬師堂字谷地287番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 小林 直 樹
設立年月日	平成26年11月13日
電話番号・FAX	電話 0184-28-0222 FAX 0184-24-0223

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称 所在地及び電話番号・FAX番号	
鳥寿苑訪問介護事業所	〒015-0501 由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地 電話 0184-57-2561 FAX 0184-57-2562
尾崎出張所	〒015-0072 由利本荘市裏尾崎町6番地5 電話 0184-74-8074 FAX 0184-74-8075
サービスの種類	訪問介護・総合事業訪問介護
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日 0570524470
管理者の氏名	今野 由美子
通常の事業の実施地域	由利本荘市
サービスの第三者評価	実施無し

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。また、介護保険対応外のサービスも提供しております。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、国民の休日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、訪問介護計画により、サービス提供を利用者の希望に応じて可能な限り対応します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1名（内常勤でサービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	2名（内常勤で管理者兼務）
介護職員	2.5名以上(常勤換算)

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	今野由美子
--------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、一定以上の所得のある方は2割、所得が高い方は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※3割負担の対象となるのは「1. 合計所得金額が220万円以上の人」「2. 単身世帯で年金収入とその他の所得金額が340万円以上の人(夫婦世帯の場合は463万円以上の人)」となります。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割)	利用者負担金 (自己負担2割の場合) (=基本利用料の2割)	利用者負担金 (自己負担3割の場合) (=基本利用料の3割)
身体介護中心型	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上	30分増すごとに 820円を加算	30分増すごとに 82円を加算	30分増すごとに 164円を加算	30分増すごとに 246円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		650円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	20分以上 65円を加算	45分以上 130円を加算	70分以上 195円を加算
生活援助中心型	20分未満				
	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問	1,000円	100円	200円	300円

	リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)				
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円
夜間・早朝	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%			
特別地域訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%			
介護職員処遇改善加算	加算Ⅱ	訪問介護利用の総単位数×10%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) 訪問型サービス 利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割)	利用者負担金 (自己負担2割の場合) (=基本利用料の2割)	利用者負担金 (自己負担3割の場合) (=基本利用料の3割)
訪問型独自サービス11 1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円

訪問型独自サービス12	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス13	1週間に3回程度以上の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

対象者		サービス料 (1回につき)	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
事業対象者 要支援1・2	標準的な内容の訪問型サービスである場合 (単価×回数)	2,870円	287円	574円	861円
事業対象者 要支援1・2	生活援助が中心である場合 (所要時間20分以上45分未満)	1,790円	179円	358円	537円
事業対象者 要支援1・2	生活援助が中心である場合 (所要時間45分以上)	2,200円	220円	440円	660円
事業対象者 要支援1・2	短時間の身体介護が中心である場合	1,630円	163円	326円	489円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
訪問型独自サービス初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言	1,000円	100円	200円	300円

	語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（1月につき）			
特別地域介護予防訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%		
介護職員処遇改善加算	加算Ⅱ	訪問介護利用料の総単位数×10%		

（３）介護保険外サービスは、生活援助・身体介護共に1時間あたり2,500円です。

（４）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（５）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）に、下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 <指定金融機関> 秋田しんせい農業協同組合 鳥海支店 普通 0019452
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やか

に下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0184-57-2561 0184-74-8074 受付担当者 管理者兼サービス提供責任者 今野由美子
	電話番号 0184-57-2561 0184-74-8074 解決責任者 管理者兼サービス提供責任者 今野由美子

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	由利本荘市長寿生きがい課	電話番号 0184-24-6323
	秋田県国民健康保険団体連合会	電話番号 018-883-1550
	本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課	電話番号 0184-24-3347

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

14. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すものとする。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止するものとする。

15. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止の努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

16. 事業継続計画

事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	秋田県由利本荘市薬師堂字谷地 287 番地 2
事業者（法人名）	社会福祉法人	由愛会
代表者職・氏名	理事長	小林 直 樹
説明者職・氏名		烏寿苑訪問介護事業所

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、内容を同意し、同重要事項説明書一部を受領しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

本人との続柄